

懲戒処分書

事務所 宮崎県延岡市南町2丁目1番地9

土地家屋調査士 津野 敏明

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主文

令和5年9月13日から1週間の業務の停止に処する。

理由

第1 事案の概要

本件は、土地家屋調査士津野敏明（以下「被処分者」という。）が、宮崎県延岡市 [REDACTED] の土地（以下「本件土地」という。）の現況測量業務（以下「本件業務」という。）を処理するに当たり、本件土地の南側に接する水路を管理する宮崎県延岡土木事務所（以下「本件土木事務所」という。）に対し、偽造した境界確認願及び委任状を提出したとして、本件土木事務所から宮崎県土地家屋調査士会（以下「宮崎会」という。）に通知がされ、これを受けた宮崎会が注意勧告を行ったため、土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）第39条の規定に基づき、宮崎会から宮崎地方法務局に報告がされた事案である。

第2 認定事実

以下の事実が、宮崎会の調査結果報告書及び宮崎地方法務局における調査結果その他の一件記録から認められる。

- 1 被処分者は、昭和59年12月15日、土地家屋調査士となる資格を得し、昭和60年2月7日付け登録番号宮崎第631号をもって土地家屋調査士の登録を受け、同日、宮崎会に入会し、土地家屋調査士の業務に従事している者であり、これまでに懲戒処分歴はない。
- 2 被処分者は、令和元年9月20日頃、本件土地の借地人である [REDACTED] 株式会社（以下「本件会社」という。）から、本件土地の舗装工事（以下「本件工事」という。）を行うための本件業務の依頼を受けた。
- 3 被処分者は、本件業務の処理に当たって、本件土地の南側に接する水路

については筆界を確認する必要があると考え、水路を管理する本件土木事務所に立会いを依頼することとした。

4 被処分者は、令和元年9月27日、本件土木事務所に提出する境界確認願及び委任状に、本件土地の所有者である [REDACTED]（以下「本件所有者」という。）の押印を得るため、補助者をして本件所有者の自宅を訪問させたが、本件所有者が不在だったため、押印を得ることはできなかった。

また、被処分者は、同日以降も、本件所有者に意思確認のための連絡等をしなかった。

5 被処分者は、本件会社が本件工事の施工を急いでいたことから、本件会社が本件所有者の承諾を得ているものと何らの根拠もないまま思い込んだために、実際には本件所有者の承諾が得られていないにもかかわらず、被処分者において、本件所有者の氏名及び住所を記載し、被処分者自らが所有する「[REDACTED]」の認め印を押印した令和元年10月1日付け委任状及び同月10日付け境界確認願（以下「本件偽造委任状等」という。）を偽造した。

6 被処分者は、同日、本件土木事務所に、本件偽造委任状等を提出了。

被処分者は、同月16日、本件土木事務所と立会いを実施し、その数日後に本件業務の成果物を本件会社に納品した。

7 その後、本件工事が開始されたが、本件工事は本件土地に隣接する他の土地（以下「本件隣接地」という。）も対象とするものであったところ、本件隣接地の所有者も本件工事について承諾をしていなかった。

8 本件工事の施工を知った本件隣接地の所有者が、本件所有者に本件工事について確認するための連絡をした結果、本件所有者が本件工事及び本件業務について承諾をしていないことが判明した。

9 その後、被処分者は、上記5の境界確認願を取り下げ、本件所有者からも宥恕を得た。

第3 処分の量定

1 上記第2の4から6までのとおり、被処分者は、何らの具体的な確認や調査を行うことなく、自らの主観的な見立てのみによって、本件所有者の承諾が得られていると予想して、本件偽造委任状等を本件土木事務所に提出した。このような被処分者の行為は、刑法（明治40年法律第45号）第159条（私文書偽造等）及び同法第161条（偽造私文書等行使）に

該当する行為であり、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第2条（職責）及び同法第24条（会則の遵守義務）並びに宮崎会会則第87条（品位保持等）及び同会則第88条（会則等の遵守義務）に違反する。

- 2 上記1の違反行為は、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人に対する懲戒処分の考え方（処分基準等）の別表番号1「公文書偽造又は私文書偽造等」に該当し、懲戒処分の量定としては、「2年以内の業務の停止又は業務の禁止」が相当であるとされている。
- 3 本件において、被処分者は、本件所有者の承諾を得るに当たり、補助者をして本件所有者の自宅を1回訪問させたのみで、その後、本件所有者への連絡を一切試みることなく、本件会社が本件所有者の承諾を得ているものと何らの根拠もなく一方的な思い込みで推断し、漫然と上記1の違反行為に及んでいる。このような被処分者の行為は、著しい注意義務違反であり、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないとされる土地家屋調査士の自覚を著しく欠くとともに、土地家屋調査士制度に対する国民の信頼を損なうものといわざるを得ない。
- 4 他方、本件において実害は生じていないこと、被処分者は本件所有者に謝罪し、本件所有者から宥恕を得ていること、被処分者は宮崎会の注意勧告を受けていること等の事情も認められる。
- 5 よって、これら一切の事情を考慮し、土地家屋調査士法第42条第2号の規定により被処分者を主文のとおり処分する。

令和5年8月30日

法務大臣 齋 藤

健



(教示)

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所にこの処分の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には、この処分の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この処分の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

